

本試験の受験申込受付は終了しました。参考として提示します。



令和6年度 【追加募集】

さいたま市職員採用試験 受験案内

【大学卒業程度・技術職(土木)】

【社会人経験者・技術職(土木・機械)】

令和7年4月1日採用予定

さいたま市人事委員会

試験の特徴

- ・公務員試験特有の“教養試験”や“論文試験”は行いません。
- ・試験は土・日曜日に実施します。

第1次試験日 令和7年1月19日(日)

申込受付期間 令和6年11月22日(金)午前9時から

12月11日(水)午後5時まで

※さいたま市電子申請・届出サービス(オンライン市役所さいたま(オンたま))から
申込みください。

1 試験区分、採用予定人員、職務概要及び採用予定日

試験区分		採用予定人員	職務概要	採用予定日
大学卒業程度 (技術職)	土木	9人程度	都市局や建設局、区役所等に配属され、道路、河川、公園・緑地、都市計画、上下水道、農政等の分野における企画調整、設計、工事監督、修繕、維持管理等の業務に従事します。	令和7年 4月1日
社会人経験者 (技術職)	土木	1人程度		
	機械	1人程度	環境局や建設局、水道局等に配属され、機械設備工事の設計・監督、維持管理、整備等の業務に従事します。	

◆採用予定人員は、事業計画等により増減する場合があります。

2 受験資格

【大学卒業程度区分・社会人経験者区分共通】

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- オ 今回申し込む試験区分と、令和6年度職員採用試験(大学卒業程度(技術職)又は社会人経験者(技術職))(令和6年6月16日第1次試験実施)において最終合格した試験区分の職種が重複する人

【大学卒業程度区分】

上記(1)(2)及び次の(3)のすべての要件を満たす人

(3) 次の①又は②に該当する人

- ①平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの人(学歴は問いません。)
- ②平成15年4月2日以降生まれで、
 - ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)卒業の人又は令和7年3月までに卒業見込みの人
 - イ 人事委員会がアと同等の資格があると認める人

【社会人経験者区分】

上記(1)(2)及び次の(4)(5)のすべての要件を満たす人

(4) 昭和39年4月2日～平成6年4月1日生まれの人

(5) 試験区分「土木」においては民間企業等における土木工事の計画、設計、施工監理等に関する職務経験が、試験区分「機械」においては民間企業等における機械設備工事の計画、設計、施工監理等又は施設の運転、維持管理等に関する職務経験が、それぞれ直近10年(平成26年12月1日～令和6年11月30日)中に通算5年以上ある人

- ◆民間企業等における職務経験には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、財団法人、社団法人、NPO法人、公務員等として週当たり20時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、休職(育児休業、介護休業等を含む。)等で会社を休んでいた期間は該当しません。
- ◆週当たり20時間以上勤務していた期間とは、一つの事業所等に1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務条件で勤務していた期間が該当します。
- ◆職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。
- ◆申込日現在でさいたま市職員(任期の定めのない職員に限る。)である人は、受験できません。
- ◆最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、直近10年中通算5年以上の職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

3 試験日時・会場・合格発表

第1次試験(専門) 及び適性検査	1月19日(日) 着席時刻 午前11時40分 会場: 武蔵浦和コミュニティセンター (予定) ・専門試験、適性検査(注1) ・面接カード提出(注2) 終了予定時刻 【大学卒業程度区分】 午後3時15分 【社会人経験者区分】 午後4時15分
-----------------------------	--

注1: 適性検査は第2次試験(面接試験)の参考資料とします。
適性検査を受験しない場合、第1次試験(専門試験)を辞退したものとみなします。
注2: 第2次試験(面接試験)で使用する面接カードは、第1次試験の受験者全員にご提出いただけます。

第1次試験合格発表	1月28日(火) (合格者のみ郵送で通知します。)
------------------	----------------------------------

第2次試験(面接)	2月8日(土)又は9日(日) 第1次試験の合格通知書で、面接の日時と会場をお知らせします。 【大学卒業程度区分】 集団面接、個別面接(同日に実施) 【社会人経験者区分】 個別面接
------------------	--

最終合格発表	2月19日(水) (合格者のみ郵送で通知します。)
---------------	----------------------------------

◆自然災害等の影響により、試験日時等を変更する場合があります。

◆その他諸注意

- ア 第1次試験の着席時刻は予定です。受験票引換証で必ず確認してください。
- イ **面接カードはホームページ(※)からダウンロード・印刷し、事前に記入のうえ、第1次試験日に提出してください。**
 ダウンロードしたものは、A4サイズでおもて面と裏面を両面印刷し、使用してください。
 なお、第1次試験日に提出がない場合は、第1次試験を辞退したものとみなします。
 ※市ホームページ(<https://www.city.saitama.lg.jp>)
 [メニュー]→[市政情報]→[募集]→[職員採用]→[職員採用(人事委員会)]→[現在募集中]と進み、受験案内の公表に関するページからダウンロード・印刷してください。
- ウ 試験会場は、受験票引換証又は合格通知書に記載された会場となりますので注意してください。
- エ 合格者には文書で通知をしますが、**不合格者への通知は行いません。**また、合格者の受験番号については、ホームページで公開しますが、詳細については試験当日にお知らせします。ホームページアドレスは最終頁をご覧ください。
- オ エの通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、可否はホームページにて確認してください。なお、電話や電子メール等による可否の問合せにはお答えできません。

4 試験結果の開示について

この試験の結果について、開示の請求をすることができます(受験者本人に限ります。)

開示請求のできる人	開示内容	請求の方法	請求期間
第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び得点	合格発表のホームページに掲載する請求方法に従い、オンライン市役所さいたま(オンたま)から申請してください。	それぞれの試験の合格発表日から14日間
第2次試験不合格者	第2次試験の(総合)順位、総合得点及び各試験科目の得点		

- ◆一定の基準に達しない試験科目がある場合には、順位は付きません。
- ◆第1次試験日に行う全ての試験(専門試験及び適性検査)を受験しない場合や面接カードの提出がない場合は辞退したものとみなすため、開示の請求をすることができません。
- ◆電話、電子メール及び郵送等による請求は受け付けません。

5 試験方法・内容

試験方法		試験内容	
第1次試験	専門試験 <択一式 120分>	各区分における必要な専門知識について、大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験 【出題30問 全問解答、大学卒業程度区分・社会人経験者区分共通】	
		区分	出題分野
		土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画含む。)、材料・施工
		機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
第2次試験	適性検査	【大学卒業程度区分】 性格検査 【社会人経験者区分】 性格・事務能力検査 (職務に対する適応性についての検査(面接試験の参考とします。))	
	面接試験	【大学卒業程度区分】 個別面接及び集団面接(グループディスカッション含む。)による試験 【社会人経験者区分】 個別面接による試験 (主として職務遂行能力、職員としての適格性等についての評定)	

- ◆第2次試験の適性検査は第1次試験日の1月19日(日)に行います。
- ◆第2次試験の合格者(最終合格者)は、第2次試験の成績により決定します(第1次試験の成績は反映されません。)
- ◆自然災害等の影響により、試験内容を変更する場合があります。

6 試験科目別の配点

試験区分	第1次試験	第2次試験		
	専門試験	集団面接	個別面接	合計
大学卒業程度	120	100	400	500
社会人経験者	120	-	400	400

7 受験申込方法（インターネットのみ受付） ◆面接カードは事前に記入のうえ、第1次試験日に提出してください。

パソコン又はスマートフォンから申込みできます。

さいたま市Webサイトトップページ(<https://www.city.saitama.lg.jp>)から、[メニュー]→[市政情報]→[募集]→[職員採用]→[職員採用(人事委員会)]と進み、受験資格や詳しい申込方法、動作環境等を必ず確認してから申込みください。

必要なもの	① パソコン又はスマートフォン（インターネットに接続が可能なもの。それぞれ推奨の使用環境があります。事前によく確認してください。） ② 受験者本人のメールアドレス ③ A4サイズ用紙の印刷が可能なプリンタ（お持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。） ④ 受験者本人の顔写真の電子データ（申込前3か月以内の撮影で、縦横比4:3のJPEG形式、鮮明で背景が白色又は水色等薄い色のもの。）
申込期間	令和6年11月22日(金)午前9時から令和6年12月11日(水)午後5時まで ※申込期間中は24時間いつでも申込みできますが、システムのメンテナンス・停電等のため利用できない場合があります。 ※ご利用機種や環境等により、利用できない場合があります。
受験票の交付	12月25日(水)（※職種により順次配信）より、オンライン市役所さいたま(オンたま)にログインし、申込内容照会画面から受験票引換証をダウンロード・印刷し、第1次試験会場に持参してください。担当試験官が受験票引換証を受験票(顔写真付)に引換えます。なお、受験票引換証がダウンロードできない場合は、1月8日(水)午後5時までに人事委員会事務局(電話 048-829-1778)までご連絡ください。

◆受験申込みは、1つの試験区分に限ります。また、受験申込後の試験区分の変更はできません。

今回の試験区分と、令和6年度職員採用試験(大学卒業程度(技術職)又は社会人経験者(技術職)(令和6年6月16日1次試験実施))において最終合格した試験区分の職種が重複する方は申込みできません。

◆オンライン市役所さいたま(オンたま)の利用者登録が必要になりますが、その際に発行される「利用者ID」と、設定する「パスワード」は絶対に忘れないようにしてください。オンライン市役所さいたま(オンたま)での手続きが進められなくなり、受験することが出来なくなります。IDとパスワードは当人事委員会でも確認することができません。

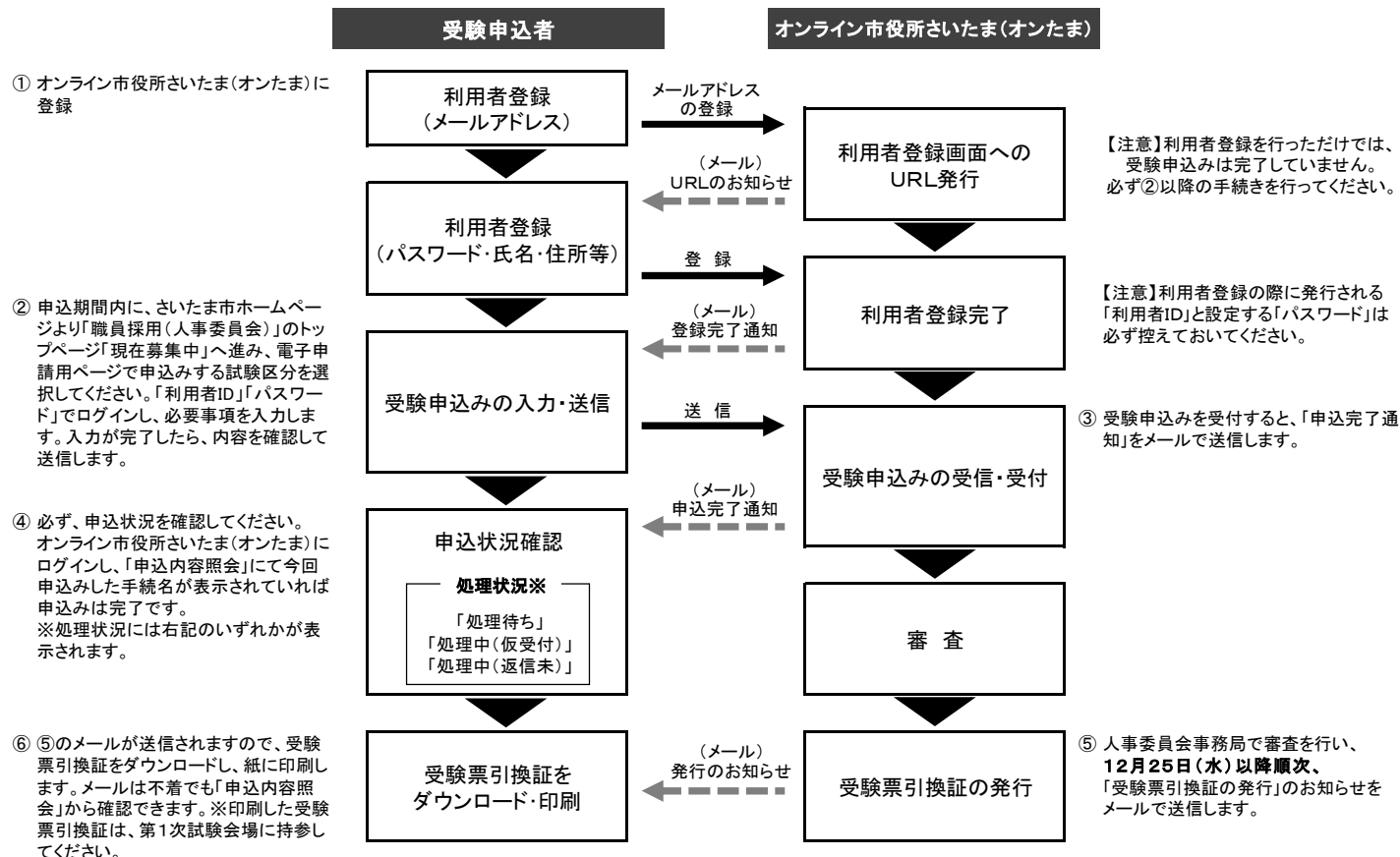
◆インターネットによる申込みが完了すると、「申込完了通知」メールが送信されます。メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、オンライン市役所さいたま(オンたま)上で申請状況を確認してください。

◆このほか、オンライン市役所さいたま(オンたま)の利用規約やホームページ上の注意事項をよく読み、時間に余裕を持って手続きをしてください。

◆けがや障害等により、受験上の配慮を必要とされる方は、必ず、インターネット申込時にその旨を入力してください。

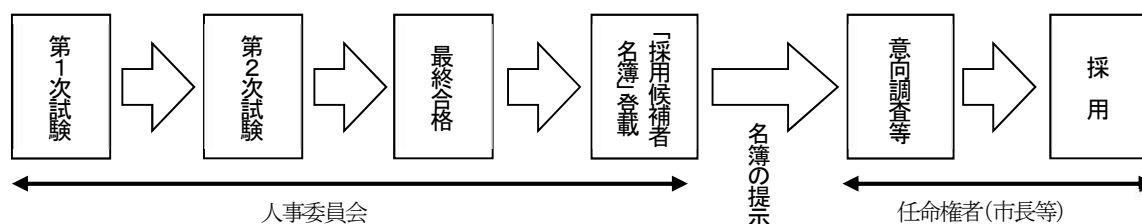
◆申込みに使用した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

インターネット(電子申請)による受験申込みの流れ



8 合格から採用まで

- 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。人事委員会は、任命権者(市長等)からの請求に基づいて成績順に名簿を提示します。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- 任命権者は、意向調査等を行い、欠員の状況等に応じて順次採用します。なお、採用の時期は、原則として令和7年4月1日(場合によりそれ以前に採用されることもあります。)となります。



- 受験資格において大学等の卒業が要件(2(3)②)となっている人で、令和7年3月までに卒業出来ない場合、受験資格がない場合や、申込内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、採用候補者名簿から削除されます。
- 社会人経験者区分については、最終合格発表後、職歴証明書を提出していただきますが、直近10年中、**通算5年以上の職務経験期間の証明**ができない場合は、採用候補者名簿から削除されます。

9 給与・勤務条件等

(1) 給与 令和6年4月1日現在の初任給は、次のとおりです(地域手当含む。)

【大学卒業程度区分】

初任給(円)
222,985円

【社会人経験者区分】

(例) 22歳で大学卒業後、民間企業等で正社員として勤務した場合

年齢	民間企業等職務経験年数	初任給(円)
31歳	9年	276,230
40歳	18年	336,260

◆初任給は、学歴や民間企業等における職務経験年数等に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。

◆このほかに、諸手当(通勤、扶養、住居、期末・勤勉、特殊勤務手当等)が、それぞれの要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間 原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 休日 日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 休暇 年間20日の年次有給休暇(4月採用者は当該年は15日)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇等があります。

(5) その他 ア 配属先によっては、勤務時間、休日が異なる場合があります。

イ 給与、勤務時間等は、条例等の改正(給与改定等)により、変更(減額を含む。)される場合があります。

10 その他

(1) 第1次試験当日の持ち物は、受験票引換証でお知らせしますのでご確認ください。

(2) 指定の時刻までに必ず着席してください。なお、**着席時刻に遅れた場合は、原則として受験できません。**当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に確認しておいてください。

(3) 試験会場の下見はできません。また、**会場に電話等で直接問合せすることは禁止しますので、人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。**

(4) 駐車場は用意していません。**自家用車での来場や送迎は、近隣住民等の迷惑となるため固く禁止します。**また、**試験会場周辺の路上や商業施設等への無断駐車は、厳に慎んでください。**

(5) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の電子機器の使用(時計、カメラ、録音機としての使用を含む。)は固く禁止します。**試験中に電源が切られていない場合は、以後の受験を停止し、失格とする場合があります。**

(6) 試験会場は、休憩時間を含め、**終日禁煙**です。

(7) **試験会場の指定はできません。**

日本国籍を有しない職員の担当業務について

「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づき、本市では日本国籍を有しない職員は次の(1)に該当する業務及び(2)に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務は次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- ・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、本市の行政について企画・立案・決定等に関与する職であり、具体的には、

- ①「さいたま市事務専決規程」等に定める専決又は代決をすることができる課長以上の職
- ②本市の基本施策の決定等(基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等)に携わる職が該当します。

(3) 昇任について

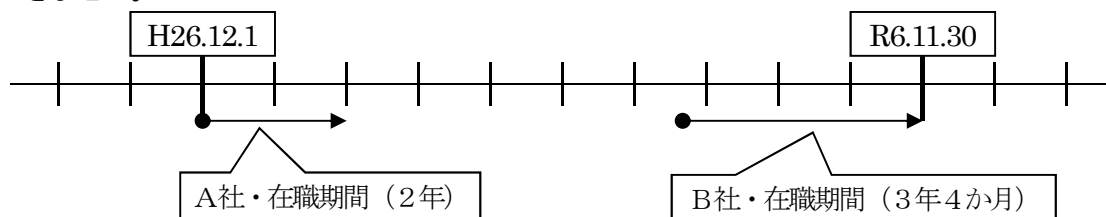
日本国籍を有しない職員についても「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

Q. 「直近10年中に通算5年以上の職務経験」とはどのような場合が該当しますか？

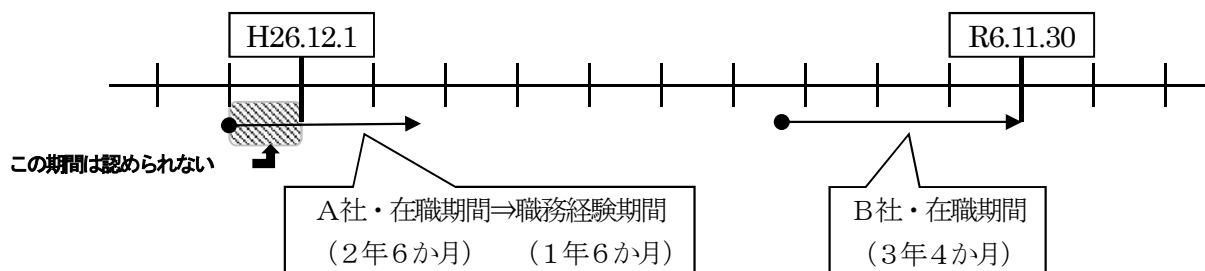
直近10年中とは、平成26年12月1日から令和6年11月30日までをいいます。

【例1】認められるケース

下図のように、直近10年中の勤務状況が、A社で在職期間が2年、B社で在職期間が3年4か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して5年4か月となるので、「5年以上」という要件を満たします。ただし、休職等で会社を休んでいた期間は、職務経験期間から除きます。また、勤続1年未満の職務経験は、職務経験の期間として通算できません。


【例2】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A社で在職期間が2年6か月(うち直近10年間中の期間は1年6か月)、B社で在職期間が3年4か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して4年10か月となり、「5年以上」という要件を満たさないことになります。


Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験期間は通算できますか？

A. 就業規則等に定められた正規の勤務時間が週当たり20時間以上であれば、職務経験期間として通算できます。

Q. 就業規則や雇用契約書類には週当たりの勤務時間数が記載されていませんが、どのように判断すればいいですか？

A. 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で週当たりの勤務時間数を算出します。

【計算方法】 1日当たりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週 (小数点以下第一位を四捨五入)

【例】 1日当たり7時間45分勤務、1月当たり12日勤務の場合

$$7\text{時間}45\text{分} \times 12\text{日} \times 12\text{か月} \div 52\text{週} = 21.4615\cdots\text{時間}$$

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、21時間

⇒週当たりの勤務時間が20時間以上のため、職務経験期間に通算できます。

Q. 勤務時間数が1月当たりで定められている場合、どのように判断すればいいですか？

A. 1年を52週として下記の計算方法で週当たりの勤務時間数を算出します。

【計算方法】 1月当たりの勤務時間数 × 12か月 ÷ 52週 (小数点以下第一位を四捨五入)

【例】 1月当たり87時間勤務の場合

$$87\text{時間} \times 12\text{か月} \div 52\text{週} = 20.0769\cdots\text{時間}$$

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、20時間

⇒週当たりの勤務時間が20時間以上のため、職務経験期間に通算できます。

Q. 派遣社員の職務経験期間は通算できますか？

A. 派遣先として同じ事業所に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、派遣先の事業所ごとの勤務期間が1年未満の期間は、実働期間が継続していても職務経験期間として含めることができません。

Q. 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合、職務経験期間は通算できますか？

A. 雇用形態を問わず、勤務時間が週当たり20時間以上であれば職務経験期間として通算できます。

Q. 勤務していた会社が倒産し、勤務証明等が提出できない場合どうしたらいいですか？

A. 勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を最終合格発表後に提出していただきます。

Q. 専門試験で大学卒業程度の問題が出るようですが、大学卒業者でないと受験できませんか？

A. 大学卒業程度の試験とは、大学卒業(見込み)者を対象とするという意味ではなく、大学卒業程度の学力を必要とするということです。年齢要件や職務経験期間等の受験資格を有していれば、学歴に関係なく受験ができます。

Q. 過去の試験問題は公開していますか？

A. 第1次試験(筆記試験)の試験問題については、一切公開していません。専門試験の出題形式や難易度の参考として、例題をホームページに掲載しています。

令和6年度の実施結果 (令和6年6月16日第1次試験実施分)

試験区分		第1次試験		第2次試験	
		受験者数(人)	合格者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
大学卒業程度 (技術職)	土木 (4月採用)	39	38	31	1.3
	土木	25	14	10	2.5
社会人経験者 (技術職)	機械	7	5	1	7.0

問合せ先

さいたま市人事委員会事務局任用調査課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1778 FAX 048-829-1963
e-mail:ninyo-chosa@city.saitama.lg.jp



もっと身近に、
もっとしあわせに

採用試験情報

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/006/001/001/001/index.html>

X https://x.com/Saitama_saiyou



ホームページ



X

※e-mailで問合せの際は、氏名と電話番号をお知らせください。(内容によっては、電話で回答させていただく場合があります。)

この受験案内は1000部作成し、1部当たりの印刷経費は35円(概算)です。